

資料2

第7回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と
保証のあり方に関するワーキング・グループ

事務局説明資料

2025年6月5日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案
 - (1) 二段階開示・同時開示について
 - (2) 欧州企業における開示例(CSRD開示における実務上の工夫)
2. 見積りの更新について
3. 有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理
4. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期

- 第6回WGでは、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準の導入に関する以下の事項についてご議論いただき、概ね賛同が得られた。
 - ロードマップについては、国際的な動向や保証の検討状況等を注視しながら、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業への適用開始時期を2027年3月期とすること等を基本線としつつ、柔軟に対応していくこと
 - SSBJ基準を国際的なベースラインとなるISSB基準と同等な基準として金融商品取引法令に取り込むこと
- また、企業がSSBJ基準の導入に向けた準備を進められるよう導入のタイミングを早く確定させるべき、二段階開示については企業の習熟期間を確保するために2、3年は認めるべきといった意見があった。

第6回WGにおけるご意見(要約)

<ロードマップについて>

- EUのオムニバス法案は適用範囲を最初から一気に進めようとしていたところが日本とは随分違う。今の動きは、ある意味EUが日本の現実的な考え方に近づいているものであり、現状のロードマップを変更する必要はない。
- SSBJ基準の導入が2027年3月期から始まるとすると、当該期の開始まで1年を切っている。既に準備を進めている会社もあるだろうが、できるだけ早いタイミングで導入のタイミングを固める時期に来ているのではないか。
- 我が国の現行案では、義務化の翌年度から同時開示を求めているが、企業側の習熟期間を確保するためにも、義務化から2、3年は二段階開示を認めるのが妥当ではないか。
- SSBJ基準の適用を基本線のとおり2027年3月期から開始する場合は、時価総額3兆円以上の日本企業から見ると、CSRDに基づく開示義務化よりSSBJ基準の開示が1、2年先行することになる。そのため、EUが基準の見直しに動いている今のタイミングから、相互運用性の確保、より具体的にはSSBJ基準での開示をもってCSRDに基づく開示をできるだけ代替できる形になるよう、金融庁にはEUや国際機関への積極的な働きかけ、緊密な連携をお願いしたい。
- 適用時期の開始時期だけでなく、二段階開示の適用期間あるいは保証の範囲といったところも含めて、地に足のついた議論をしていただきたい。

<SSBJ基準について>

- SSBJ基準は、国際的なベースラインとなるISSB基準との整合性を図り、ISSB基準の要求事項を原則として全て受け入れるなど、ISSB基準と機能的に同等となっていると考えられることから、SSBJ基準を取り込むことに賛成。

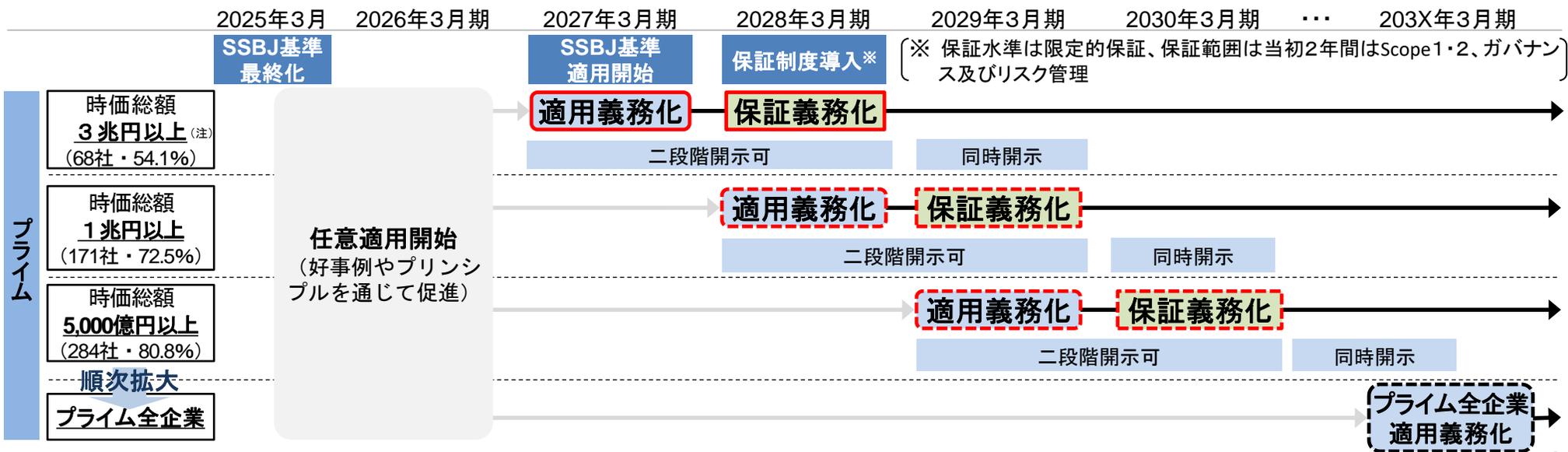
サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案

開示基準の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場である**プライム市場の上場企業に対し、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成すること**を義務付ける。これにより、グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進。
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、時価総額の規模に応じ段階的に進める。具体的には、
 - 時価総額**3兆円以上**の企業：2027年3月期
 - 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：2028年3月期
 - 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：2029年3月期
 からの適用開始を基本とし、ii.及びiii.の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応。
 (注) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
- 経過措置としての**二段階開示は、適用開始から2年間とする。**
- **有価証券報告書の提出期限の延長**については、引き続き検討していく。

保証

- **開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け。**
- 保証水準は**限定的保証**(合理的保証への移行の検討は行わない)、保証範囲は**当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理**(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)とし、保証の担い手は本WGで引き続き検討。



(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ (Bloomberg及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成)。実際は適用となる期の直前までの5事業年度末の平均値を用いる。

1. サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案
 - (1) 二段階開示・同時開示について
 - (2) 欧州企業における開示例(CSRD開示における実務上の工夫)
2. 見積りの更新について
3. 有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理
4. ご議論いただきたい事項

二段階開示・同時開示について①(従前の議論)

- 第2回、第3回WGでは、サステナビリティ開示基準による開示の導入に当たり、
 - ・ 適用初年度は二段階開示を認めること、
 - ・ その後、制度保証を受けて同時開示をする場合には、有価証券報告書の提出期限を延長することが検討された。
- また、第6回WGでは、最近の国内外の動向を踏まえ、二段階開示の適用期間について議論された。

第3回WGにおける事務局提案

- 企業の実務負担や制度保証を受けるために要する期間、海外の状況を考慮し、適用初年度は二段階開示を認めつつ、サステナビリティ開示基準に基づいた開示を、制度保証を受けて同時開示する場合には、提出期限を延長することを検討(事業年度後3か月⇒4か月)

第2回、第3回WGにおけるご意見(要約)

- ・ 諸外国の規制を踏まえて、有報の提出期限を4か月に延長することは理解できるが、実情としては海外企業はより早期に開示しているため、提出期限の延長により日本企業の開示の実態が海外より遅れないか懸念。
- ・ 有価証券報告書にのみ記載されている財務の注記情報なども、企業の投資判断の重要性を鑑みると、開示を1か月延長することへの投資家側の抵抗感は高いのではないか。
- ・ 実務的には今のスケジュールで6月末に全部出すのは企業としては難しく、二段階開示が初年度のみでいいかも含めて検討してほしい。また、将来的な同時開示の達成のために有報提出期限の延長も考えられるが、保証の対象範囲(全サステナビリティ情報か、GHG排出量のScope 1、2のみか等)によってもスケジュール感は変わるので、両面合わせながら検討してほしい。
- ・ 企業実務の感覚からは、2年目からの同時開示というのはやはりハードルが高い。他方、同時開示の1か月延長というのも実務的にはハードルが高いことから、二段階開示や同時開示の要件や効果を、もう少し明確化にする必要があるのではないか。

第6回WGにおけるご意見(要約)

- ・ 我が国の現行案では、義務化の翌年度から同時開示を求めているが、企業側の習熟期間を確保するためにも、義務化から2、3年は二段階開示を認めるのが妥当ではないか。
- ・ 適用時期の開始時期だけでなく、二段階開示の適用期間も含めて、地に足のついた議論をしていただきたい。

二段階開示・同時開示について②(検討)

二段階開示

- 経過措置としての二段階開示については、WGでの意見や最近の国内外の動向を踏まえ、保証の導入初年度まで適用することができるよう、その適用期間をSSBJ基準の導入時期の翌期まで(2年間)とすることが適当と考えられる。
- これによる国際的なサステナビリティ開示基準との同等性への影響^(注)は注視する必要があるが、SSBJ基準に基づく情報開示の円滑な導入をより優先することが適当と考えられる。

(注) ISSBでは、各国の公的説明責任を有する企業の大半(most)に対して、ISSB基準と機能的に同等な自国基準が強制適用される時期を、「ISSB基準の完全な導入」と捉えている。我が国においては、プライム市場の時価総額1兆円以上の企業に対して開示基準が適用されることをもって「大半」を達成できると仮定し、かかる企業に対してSSBJ基準が導入される2028年3月期をもって「ISSB基準の完全な導入」がなされた時期とされると考えていた。二段階開示を2年間とした場合、この時期が2029年3月期に後倒しされることが想定される。

有価証券報告書の提出期限の延長

- 有価証券報告書の提出期限の延長については、
 - ・ WGにおいて、早期の情報開示を望む意見があったこと(特に財務情報の開示が遅れることに懸念あり。)
 - ・ 当初2年間の保証の範囲をScope 1・2、ガバナンス及びリスク管理に限定する方向で検討されていること
 - ・ 欧州において比較的早期にCSRDに基づく情報開示が行われていることを踏まえつつ、引き続き検討していくことが適当と考えられる。

1. サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案
 - (1) 二段階開示・同時開示について
 - (2) 欧州企業における開示例(CSRD開示における実務上の工夫)
2. 見積りの更新について
3. 有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理
4. ご議論いただきたい事項

CSRD開示における実務上の工夫について

- 第6回WGでは、欧州企業が期末日後2～3か月以内に保証を受けてCSRD開示を行うことができている状況を踏まえ、**CSRD開示における見積りの利用等、開示実務上の工夫に関連した意見**が寄せられた。
- 先行する欧州企業のGHG排出量の開示を確認したところ、以下のような事例^(注1)を確認できた。
(注1) 次項以降に開示例を掲載。なお、これらの開示例は、欧州企業が各企業に関連する事実及び状況を考慮し、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に基づく開示を行った事例である。
 - **一部期間**について**見積り**を利用している例
 - **一部拠点**について**見積り**を利用している例
 - **重要性の観点**から、**測定拠点の範囲**を**特定**している例
- 各企業に関連する事実及び状況にもよるものの、こうした**見積りの利用や重要性の観点を踏まえた測定範囲の限定**といった**実務上の工夫は、我が国においても参考になると考えられる**^(注2)。
(注2) ただし、実際の開示に当たっては、全ての関連する事実及び状況を考慮し、サステナビリティ開示基準(SSBJ基準)に従った開示上の判断を行うことが必要となる。

第6回WGにおけるご意見(※欧州動向に係る意見を抜粋・要約)

- 欧州企業が期末後2～3か月後には保証を受けた上で開示を行うことができている点を踏まえると、日本企業も見積りを有効に活用すべき。
- GHG排出量が例として挙げられているが、CSRD対応の開示実務では、例えば有害物質の排出量など、他の市場においても見積りによる算定を行っているケースがあるとも聞いている。限られた時間の中でサステナビリティ開示を行うために、GHG排出量以外の見積りの場合でもこのような取扱いを考えるべきかどうか、検討してはどうか。
- 欧州企業は期末後2～3か月以内には保証を受けた上で開示を行うことができているが、日本ではハードルが高いとの意見もある。企業の作成者と監査人の実務がどのようになっているのか、何か制度的な課題があるのか、使用しているベンダーやシステムに課題があるのかなど疑問に感じた。この辺り、欧州での事例は参考になると思う。

CSRD開示における実務上の工夫例①(一部期間の見積り)

- エレベーターの製造販売等を行うフィンランドのKone社(12月決算)は、2025年2月14日に公表した年次報告書において、スコープ1、2及び一部のスコープ3の第4四半期のデータについては、第3四半期のデータに基づいた推定値としている。
- ドイツの大手製薬会社であるBayer社(12月決算)は、2025年3月5日に公表した年次報告書において、スコープ1、2のGHG排出量の算定について、1～10月までは実績値、11・12月は前年のデータや直近のイベント等を基にした推定値としている。

Kone社の開示例

活動データは四半期ごとに収集。

Calculation principles for Scope 1 and 2 emissions

Energy consumption covers indirect and direct energy usage of non-renewable and renewable electricity, liquefied petroleum gas (LPG), natural gas, district heating and self-generated electricity (e.g. solar). The data sources include invoices and third-party service provider reports. Activity data is collected on a quarterly basis from the manufacturing units.

Bayer社の開示例

We report our greenhouse gas emissions according to ESRS in line with the requirements of the Greenhouse Gas (GHG) Protocol. For the calculation of direct greenhouse gas emissions from our own production plants, vehicles and waste incineration plants (Scope 1) and indirect greenhouse gas emissions from the procurement of electricity, steam and cooling energy (Scope 2), the relevant activity data is determined at all environmentally relevant sites as part of the annual environmental reporting. Designated officers at the sites directly enter the data measured for the period January through October and estimated values for November and December into a central reporting platform. The estimate is based either on the prior-year data, where necessary restated to reflect special events in the current reporting period, or on updated data from the current reporting period. The respective greenhouse gas emissions are then

活動データが四半期ごとに収集されるため、リアルタイムにエネルギー消費量等のデータが入手できないことから、スコープ1、2及び一部のスコープ3の第4四半期のデータは、第3四半期のデータに基づき推定。

Data estimation methods

Energy consumption and waste data may not in all cases be available in real time or immediately after quarter close. For this reason, energy and waste consumption and Scope 1 and 2 and Scope 3 (category 6) data are projected for the fourth quarter, extrapolated from the previously known data in the third quarter in the reporting year. For consistency, Scope 3 (categories 4 and 5) are extrapolated in a similar manner.

Similarly, KONE estimates the yearly order quantities required for Scope 3 category 1 and 11 calculations for the fourth quarter based on previously known data.

- ・ 1～10月の実績値及び11・12月の推定値を自社のプラットフォームに入力。
- ・ 推定値については、前年のデータ等に基づいている。

CSRD開示における実務上の工夫例②(一部拠点の見積り)

- 眼鏡の製造販売等を行うフランスのEssilor Luxottica社(12月決算)は、2025年3月10日に公表した年次報告書において、一部拠点のスコープ1のGHG排出量については、各拠点における従業員数、冷房機器の有無、店舗面積等に基づいた推定値としている。

Essilor Luxottica社の開示例

Scope 1

This involves three direct emission categories:

- emissions from direct on-site stationary combustion of fossil fuels, such as gas or liquid fuel: Associated upstream emissions are considered Scope 3 emissions and thus excluded from Scope 1 emissions. GHG emission factors were applied in accordance with the Ecoinvent (v. 3.9.1), BEIS, DEFRA, and ISPRA databases.
- emissions from mobile combustion related to company cars consuming fossil fuels: Emissions are calculated on contractual data provided by the main fleet management supplier. Information not available from this supplier (15%) has been extrapolated. The Group refers to the fuel consumed to calculate the emissions from mobile combustion related to company cars.
- fugitive emissions from refrigerants leakages that may occur during the charging, recharging or disposal of refrigerant or air conditioning equipment on-site: Emissions are calculated considering the GWP of each F-gas from the IPCC Sixth Assessment Report (AR6). In the case of GWP not available in the IPCC report, the information provided directly from the F-gas supplier was considered. The consumption of Operations sites that did not report data (representing approximately 13% within the Scope) has been estimated based on headcount. Regarding Retail, 57% of data have been collected through actual records, while the residual part has been estimated based on the presence of cooling system and m² of stores.

- ・ データが報告されていない事業所 (Scope1の約13%) については、従業員数に基づき推定。
- ・ 小売部門におけるScope1については、57%は一次データであるが、残りの部分は冷房機器の有無及び店舗面積に基づいて推定。

CSRD開示における実務上の工夫例③(測定拠点の範囲)

- ドイツの大手製薬会社であるBayer社(12月決算)は、2025年3月5日に公表した年次報告書において、スコープ1、2のGHG排出量の算定において、**自社で定めた重要性の基準に基づき**、一部の拠点を算定対象に含めない形で開示を行っている。

Bayer社の開示例

- ・ 年間エネルギー消費量が1.5TJ^(注)等を超える全ての事業所を「環境関連事業所」とみなす。
- ・ 環境関連事業所とはみなされない、上記の閾値を下回るその他の事業所の環境データについては、環境データ全体に大きな影響を与えないと考えるため、算定対象には含めない。

:

updated data from the current reporting period. The respective greenhouse gas emissions are then automatically calculated at the system level while taking into account site- or country-specific emissions factors. The data is then validated by a central team and reviewed for completeness. In our calculation of Scope 1 and 2 greenhouse gas emissions, we take into account the entire Group in accordance with the financial scope of consolidation, provided a site is environmentally relevant. We regard all sites whose annual energy consumption exceeds 1.5 TJ and/or whose annual water consumption is greater than or equal to 50 Tm³ as environmentally relevant. The environmental data of the other sites that lie below the thresholds has no relevant impact on the overall environmental data result. The calculation of our Scope 3 greenhouse gas emissions is based on the GHG Protocol's Corporate Value Chain (Scope 3) Standard. For all Scope 3 categories, activities are understood as including greenhouse gas emissions. Activity data

:

(注)除外した拠点のエネルギー消費量の総量は不明であるが、当社全体のエネルギー消費量は5,658TJとなっており、上記の1.5TJは、その約0.03%に相当。
(出典)“Bayer Annual Report 2024”から抜粋。

[参考]その他のCSRD開示例(ガバナンス)

- フランスに本社を置く欧州最大のITサービス企業であるCapgemini社は、2025年3月21日に公表した年次報告書において、サステナビリティ関連事項に関する取締役会及び4つの小委員会の役割の要約を開示。
- また、サステナビリティがグループの戦略に完全に組み込まれるように、サステナビリティ戦略全体を監視・指揮する取締役会の役割を開示。

Capgemini社の開示例

- ・ 取締役会は、サステナビリティがグループの主要な戦略方針に完全に組み込まれるよう、グループのサステナビリティ戦略全体を監視・指揮。
- ・ 直接又は4つの委員会(右表のとおり)を通じ、サステナビリティ関連の全てのリスクや機会等を監視。

Board of Directors

- sets the strategy and ensures that long-term value creation for all stakeholders is promoted; it appoints the executive corporate officer(s) responsible for implementing this strategy; it monitors and steers the Group sustainability strategy overall, ensuring sustainability is fully embedded in the Group's main strategic orientations;
- confirms the existence and efficiency of internal control, internal audit and risk management systems, in particular regarding procedures governing the preparation and processing of financial and sustainability information and it approves the sustainability statement;
- ensures the integration of sustainability-related performance in the compensation of the CEO and top management;
- monitors either directly or through its four specialized committees all sustainability-related risks, impacts and opportunities and related targets; committees have a consultative role only as per French law and oversee the sustainability matters described below:

- ・ 「倫理・ガバナンス委員会」は、取締役会への候補者選定基準を明確にし、優先順位を決定し、サステナビリティに関する適切なスキルや専門知識等を確保。
- ・ 「報酬委員会」は、各執行役員の固定報酬及び変動報酬に係る提案等を実施し、CEOの年次変動報酬にサステナビリティ関連の目標が組み込まれているか確認。

Information, consultation and oversight – no decision-making powers

Strategy & CSR Committee	Audit & Risk Committee	Ethics & Governance Committee	Compensation Committee
<ul style="list-style-type: none"> • ensures consistency in the consideration of social and environmental aspects in the Group's main strategic orientations. • monitors the Group's CSR strategy, with a focus on the following sustainability matters (impacts and related targets): <ul style="list-style-type: none"> - Climate change mitigation (<i>impact</i>) - Helping clients achieve their sustainability objectives (<i>positive impact</i>) - Consumption of resources and indirect impacts on the supply chain (<i>impact</i>) - Diverse and inclusive environment (<i>impact</i>) - Digital inclusion and socio-economic development (<i>positive impact</i>) 	<ul style="list-style-type: none"> • monitors the process of preparation of sustainability information. • confirms the existence and effectiveness of internal control and internal audit systems as well as the systems for managing the risks in relation to the preparation and processing of sustainability information • reviews the draft sustainability statement. • monitors the certification of sustainability information, ensures the independence of the Sustainability Auditors and recommends their appointment. • monitors the Group's risks, with a focus on the following sustainability matters (including related targets): <ul style="list-style-type: none"> - Cybersecurity; - Data privacy; - Talent attraction, retention and development; - Health & Safety; - Anti-competitive practices; - Export/Trade Control. 	<ul style="list-style-type: none"> • verifies the implementation of good governance rules within the Group and proposes to the Board initiatives aimed at guaranteeing the excellence of its practices. • articulates and prioritizes selection criteria for candidates to the Board, ensuring relevant skills & expertise on sustainability and a sufficient level of independence. • monitors the Group's due diligence process and vigilance plan under the French law on duty of care. • monitors the Group's Ethics and Compliance programs, with a focus on the following sustainability matters (risks, impacts and related targets): <ul style="list-style-type: none"> - corruption and bribery (<i>risk</i>); - human rights in the supply chain (<i>impact</i>); - ethical use of technology and AI (<i>impact</i>); - diverse and inclusive environment (<i>human rights and work-related incidents</i>). 	<ul style="list-style-type: none"> • makes proposals to the Board regarding the fixed and variable compensation of each of the Company's executive corporate officers, including the long-term incentive instruments. • reviews plans and grants of long-term incentive instruments related to the Company's share capital, including Employee Share Ownership Plans (ESOP) and grants of performance shares. • As part of the above: <ul style="list-style-type: none"> - ensures sustainability-related objectives are included in the annual variable compensation of the CEO; - ensures sustainability-related performance conditions are included in the grants of performance shares to the CEO and top management; - ensures the CEO implements a non-discrimination and diversity policy in the Group governing bodies (including targets)

[参考]その他のCSRD開示例(リスク管理)

- フランスに本社を置く航空宇宙機器メーカーのSafran社は、2025年3月28日に公表した年次報告書において、気候関連のリスクの識別や優先順位付けなどのプロセスについて、42個のリスク・機会・インパクトを特定するプロセスを開示。
- 42個のリスク・機会・インパクトについては、短～長期の期間で、具体的にどのようなリスク・機会・インパクトが発生しうるのかを開示。

Safran社の開示例

自社のリスク管理システム等のデータや内外インタビューを踏まえたレビューに基づき、42個のリスク・機会・インパクトを特定するプロセスを説明。



- ・ 42個のリスク・機会・インパクトについて表で説明。
- ・ 気候関連の物理リスクとしては、異常気象がバリューチェーンに影響を与えることで、製造や販売に短期的な影響があるとしている。

ESRS #	IROs	Description	Type	Time horizon
Topic 1. Climate and decarbonization challenges (mitigation and adaptation)				
E1	Business disruption due to climate-related events affecting infrastructure and the value chain, resulting in service interruption risk	<u>Disruption to the production or marketing of products and services due to extreme weather events in the value chain, with direct and indirect impacts on the company's operations.</u>	Physical	ST
E1	Inability to meet stakeholder expectations and reputational damage in the event of failure to meet climate commitments or lack of ambition in the decarbonization strategy	Deterioration of relationships with the different stakeholders, as decarbonization is central to Safran's communicated strategy, with significant consequences for the company's operations.	Transition	LT
E1	Increased energy costs, especially for low-carbon energy	Additional costs in the event of an increase in the cost of the energy required for the Group's operations and its value chain, particularly in the transition to low-carbon energy sources, which may be volatile or require additional investment.	Transition	ST
E1	Compliance costs and penalties in the event of failure to meet or comply with climate-related commitments and regulations	Fines and litigation costs in the event of failure to comply with international climate and energy performance commitments and agreements, or due to the entry into force of new laws. Write-offs, asset impairments or early retirement of existing assets due to the tightening of climate change mitigation regulations.	Transition	MT

Take-up of material IROs by Safran's governance bodies

[GOV-3]

The IRO rating and final list of material IROs were reviewed and validated by the Group's central department managers across their respective areas of responsibility, as shown in the table of topics above.

The list of topics and associated IROs were also submitted to and validated by the Group Executive Committee, then by the Board of Directors after review by the Audit and Risk Committee (see section 4.1.3).

42個のリスク・機会・インパクトは、執行委員会や監査・リスク委員会によるレビューの後、取締役会によって承認。

[参考] ISSB基準及びESRSの対照表①(ガバナンス)

ISSB基準 (S2)	ESRS (ESRS 2)
<p>6 この目的を達成するため、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) <u>気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関(取締役会、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある。)又は個人</u>。具体的には、企業は、その機関又は個人を特定し、次の事項に関する情報を開示しなければならない。</p> <p>(i) 気候関連のリスク及び機会に関する責任が、その機関又は個人に適用される、付託事項、使命、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか</p> <p>(ii) <u>その機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか</u>又は開発する予定であるかどうかを、どのように判断しているか</p> <p>(iii) その機関又は個人に、気候関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報がもたらされているか</p> <p>(iv) <u>その機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する当該企業の意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか</u>(その機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む。)</p> <p>(v) その機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連する目標(targets)の設定をどのように監督し、それらの目標(targets)に向けた進捗をどのようにモニタリングしているのか(第33 項から第36項参照)(<u>関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか</u>、また、含まれている場合、どのように含まれているかを含む(第29 項(g)参照。))</p> <p>(b) <u>気候関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いる、ガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割</u>。これには、次の事項に関する情報を含む。</p> <p>(i) 当該役割が具体的な経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されているかどうか、及び当該地位又は委員会に対し、どのように監督が実施されているか</p> <p>(ii) 経営者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、統制及び手続を用いているかどうか、また、用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか</p>	<p>22. 企業は、管理、経営及び監督機関の役割と責任について、以下の情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) <u>影響、リスク及び機会の監督を担当する管理、経営及び監督機関(取締役会委員会等)又は当該機関内の個人の身元</u>。</p> <p>(b) 影響、リスク及び機会に関する各機関又は個人の責任が、企業の職務権限、取締役会の権限、その他の関連方針にどのように反映されているか。</p> <p>(c) <u>影響、リスク及び機会を監視、管理及び監督するために用いられるガバナンス・プロセス、統制及び手続における経営陣の役割の説明</u>。これには以下を含む。</p> <p>i. ~iii. (略)</p> <p>(d) (略)</p> <p>23. 開示には、<u>管理、経営、監督機関が、サステナビリティに関する事項を監督するために適切なスキルと専門知識が利用可能であるか、あるいは開発される予定であるかをどのように判断するか</u>についての説明が含まれるものとする。これには以下の内容が含まれる。</p> <p>(a) ~ (b) (略)</p> <p>26. 事業者は、以下の情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>管理、経営、監督機関が、企業の戦略、主要取引に関する決定、及びリスク管理プロセスを監督する際に、影響、リスク及び機会をどのように考慮しているか</u>。これには、これらの影響、リスク及び機会に関連するトレードオフを考慮したかどうかを含む。</p> <p>(c) (略)</p> <p>29. 企業は、その運営、管理及び監督機関の構成員に対し、サステナビリティに関する事項に関連するインセンティブ制度及び報酬方針が存在する場合、それらについて以下の情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) インセンティブ制度の主要な特徴の説明。</p> <p>(b) 業績評価が特定のサステナビリティ関連の目標及び／又は影響に基づいて行われているか否か、また行われている場合は、どの目標及び／又は影響に基づいて行われているか。</p> <p>(c) <u>サステナビリティ関連の業績指標が業績ベンチマークとして考慮されているか、又は報酬方針に組み込まれているか、及びその方法</u>。</p> <p>(d) ~ (e) (略)</p>

[参考] ISSB基準及びESRSの対照表②(リスク管理)

ISSB基準(S2)	ESRS(ESRS 2)
<p>25 この目的を達成するため、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) 企業が気候関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針。これには、次の事項に関する情報を含む。</p> <p>(i) 企業が用いるインプット及びパラメータ(例えば、データ・ソース及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報)</p> <p>(ii) 企業が気候関連のリスクの識別に情報をもたらすために、気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているか</p> <p>(iii) それらのリスクの影響(effects)の性質、発生可能性及び規模を企業がどのように評価しているか(例えば、企業が定性的要因、定量的閾値又はその他の規準(criteria)を考慮しているかどうか)</p> <p>(iv) 企業が他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクを優先順位付けしているかどうか、また、優先順位付けしている場合、どのように優先順位付けしているか</p> <p>(v) 企業が気候関連のリスクをどのようにモニタリングしているか</p> <p>(vi) 過去の報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更したかどうか、また、変更した場合、どのように変更したか</p> <p>(b) 企業が気候関連の機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセス(気候関連の機会の識別に情報をもたらすために、企業が気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかに関する情報を含む。)</p> <p>(c) 気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度及びどのように統合され、情報をもたらしているか</p>	<p>53. 事業者は、以下の情報を開示しなければならない。</p> <p>(a)・(b) 略</p> <p>(c) 財務的影響を及ぼす、または及ぼす可能性のあるリスクと機会を特定、評価、優先順位付け、および監視するために用いられるプロセスの概要。開示には、以下の事項が含まれるものとする。</p> <p>i. 企業が、自らの影響および依存関係と、それらの影響および依存関係から生じる可能性のあるリスクおよび機会との関連性をどのように考慮したか。</p> <p>ii. 企業が、特定されたリスクおよび機会の影響の発生可能性、規模および性質をどのように評価しているか(ESRS 1 セクション3.3「財務的重要性」に規定されている定性的または定量的な閾値およびその他の基準など)。</p> <p>iii. 企業が、リスク評価ツールの使用を含め、サステナビリティ関連リスクを他の種類のリスクと比較してどのように優先順位付けしているか。</p> <p>(d) 意思決定プロセスおよび関連する内部統制手続きの説明。</p> <p>(e) 影響およびリスクを特定、評価、および管理するプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスにどの程度、またどのように統合され、企業の全体的なリスクプロファイルおよびリスク管理プロセスの評価に用いられているか。</p> <p>(f) 機会を特定、評価および管理するプロセスが、該当する場合、企業の全体的な経営プロセスにどの程度、またどのように統合されているか。</p> <p>(g) 企業が使用する入力パラメータ(例: データソース、対象となる業務の範囲、前提条件に使用されている詳細)。</p> <p>(h) プロセスが前回の報告期間と比較してどのように変更されたか、また変更されたかどうか。プロセスが最後に変更されたのはいつか。また、重要性評価の今後の改訂日。</p>

1. サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案
 - (1) 二段階開示・同時開示について
 - (2) 欧州企業における開示例(CSRD開示における実務上の工夫)
- 2. 見積りの更新について**
3. 有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理
4. ご議論いただきたい事項

見積りの更新について

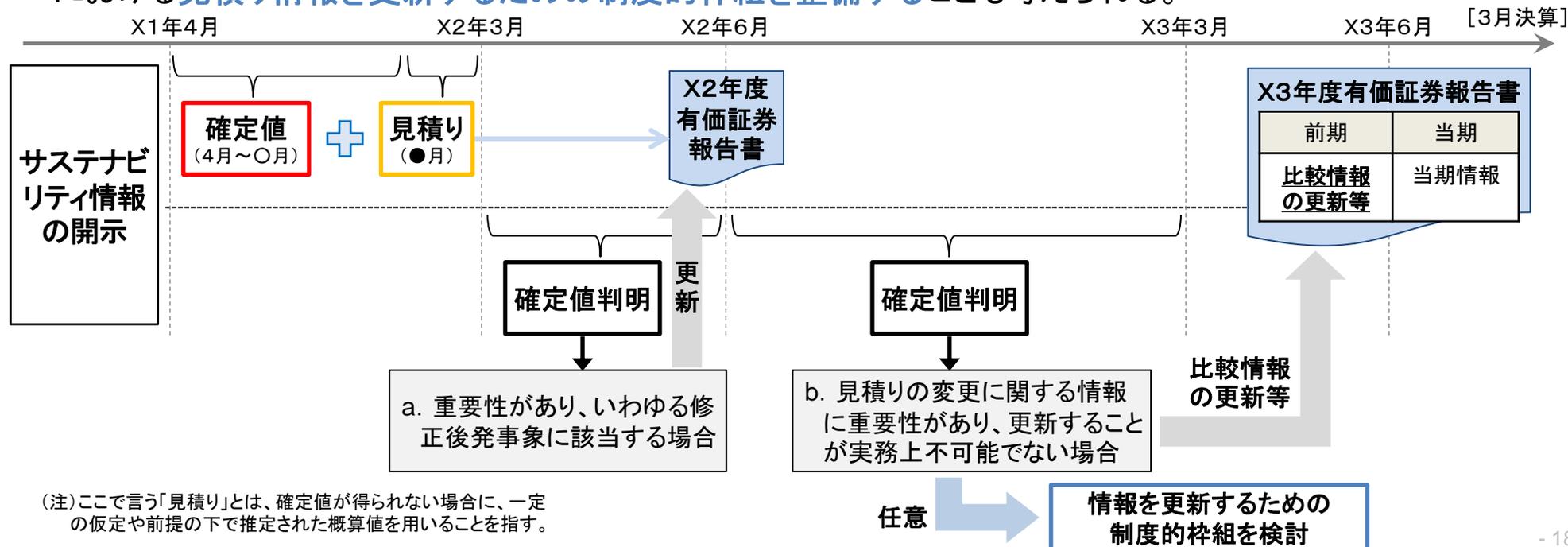
- 第6回WGでは、サステナビリティ情報に係る見積りの修正があった場合の訂正の考え方について、温室効果ガス(GHG)排出量の測定の場合を取り上げ、合理的な見積りを使用している場合には、事後的に確定値が判明しても、訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではなく、翌期の有価証券報告書の比較情報の更新等を行えば足りるとの考え方を示し、賛同を得られた。
- 他方、GHG排出量以外の見積りについても検討すべき、後発事象との関係を整理すべき、見積りが更新された場合の開示のあり方を検討すべきといった意見があった。

第6回WGにおけるご意見(要約)

- 見積りの修正については事務局案の整理に賛同。
- GHG排出量のScope3だけでなく、その他のバリューチェーン情報も考慮する必要がある。サステナビリティ関連財務情報と財務情報との性質の違い、合理的な裏づけ可能な情報を利用するといった観点も考慮していただきたい。
- GHG排出量が例として挙げられているが、CSRD対応の開示実務では、例えば有害物質の排出量などにおいても見積りによる算定を行っているケースがあるとも聞いている。限られた時間の中でサステナビリティ開示を行うために、GHG排出量以外の見積りの場合でもこのような取扱いを考えるべきかどうか、検討してはどうか。
- 事業年度の末時点ではなく、その後に重要な後発事象というものがあるような場合には、見積りの更新自体が、財務報告で言ういわゆる修正後発事象に当たるような場合もあると思われるので、財務情報の開示のルールとの整合性というのも考えなくてはいけないのではないか。
- 事後的に見積りの更新がなされた場合、訂正報告書という形での開示が要求されなくても、やはり臨時報告書などの形で開示を求めていく必要性はないのかという点は検討に値する。
- 見積りが適切な場合でも、例えば事業環境に大きな変化があったり、また企業の買収、事業の一部売却などで、確定値と見積りの差が大きくなるようなことも想定される。基本的には、企業の自主性に委ねた開示でよいと思うが、その差が重要な情報と考える場合には、任意で有価証券報告書の訂正報告書、臨時報告書、適時開示などで周知いただけると大変ありがたい。
- 見積り段階と修正後で保証を二重にするか否かは、企業のコスト面からも、明確な基準が必要ではないか。

見積りの更新に係る検討

- SSBJ基準では、関連する財務諸表の報告期間に係る数値の測定を求めているが、見積り^(注)によることもできる(適用基準BC164項)。そのため、GHG排出量以外の数値の測定に見積りを用いることは可能と考えられる。
- サステナビリティ情報に係る見積りについて、その情報(確定値の判明)に重要性があれば、
 - a. 後発事象の対象期間(報告期間の末日後、公表承認日まで)に確定値が判明した場合には、財務情報と同様、当該確定値を反映した上で有価証券報告書を提出し(適用基準71項)、
 - b. 前年度の有価証券報告書の提出後に確定値が判明した場合には、翌年度の有価証券報告書の比較情報の更新等を行う(適用基準74項)
 必要があると考えられる。前回WGでは、上記b.の場合の訂正の要否を検討。
- なお、上記b.の場合、見積りに誤謬がなく、訂正報告書を提出する必要がない場合においても、比較情報による更新を待たずに情報を開示したいとの企業のニーズもあり得る。これに対応するため、有価証券報告書における見積り情報を更新するための制度的枠組を整備することも考えられる。



(注)ここで言う「見積り」とは、確定値が得られない場合に、一定の仮定や前提の下で推定された概算値を用いることを指す。

[参考]SSBJ基準(見積り・後発事象・比較情報の更新等)

SSBJ適用基準

報告のタイミング

V. 後発事象

71. 報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、新規の情報に照らして、当該状況に関連する開示を更新しなければならない。

72. 報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、当該情報を開示しなければならない。

※用語の定義

4.(15)「サステナビリティ関連財務開示の公表承認日」とは、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日をいう。

比較情報

II. 比較情報の更新

74. 前報告期間に開示された見積りの数値に関連して、当報告期間において新規の情報を入手し、当該情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、第75項に該当するときを除き、次の事項を開示しなければならない。

- (1) 新規の情報を反映して更新された比較対象の数値
- (2) 前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異
- (3) 比較対象の数値を更新した理由

75. 第74項の定めを適用するにあたり、次のいずれかに該当する場合には、比較対象の数値を更新する必要はない。

- (1) 比較対象の数値を更新することが**実務上不可能である場合**
- (2) 見積りの数値が**将来予測的なものである**(すなわち、将来起こり得る取引、事象及び他の状況に関連するものである)**場合**

なお、事後的判断の使用を伴わない場合、将来予測的な指標に関する比較対象の数値を更新することができる。

SSBJ適用基準(結論の背景)

結論の背景は、本基準を構成する。

比較情報

II. 比較情報の更新

BC151. IFRS S1号においては、比較対象の見積りの数値を更新することが要求されるのは、**見積りの変更に関する情報に重要性があり、見積りを更新することが実務上不可能でない場合のみ**とされている。また、「実務上不可能」の定義は、IAS第1号における定義に基づくこととしているため、その閾値は高いものとされており、企業がその定めを適用するためのあらゆる合理的な努力を払った後にも適用することができない場合に、当該定め適用は「実務上不可能」とされている。

測定の不確実性

BC164. **サステナビリティ関連財務開示**において報告される数値を直接測定することができず、見積ることしかできない場合、測定の不確実性が生じると考えられる。場合によっては、**見積りには、結果が不確実な、将来起こり得る事象についての仮定を伴う**と考えられる。**合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素**であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはなく、測定の不確実性の程度が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではないと考えられる。

目次

1. サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案
 - (1) 二段階開示・同時開示について
 - (2) 欧州企業における開示例(CSRD開示における実務上の工夫)
2. 見積りの更新について
3. **有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理**
4. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ開示基準の任意適用の促進に向けた取組み

- 第3回WGでは、サステナビリティ開示基準に基づく開示の好事例の収集・公表等により企業の自主的な開示を促していくとの事務局提案の方向性に対して賛同の意見が得られた。
- 他方、サステナビリティ開示基準への準拠性の有無を明確にすべきとの観点から、「任意適用」、「部分適用」、「任意開示」といった用語について整理が必要との意見があった。

第3回WGにおける事務局提案

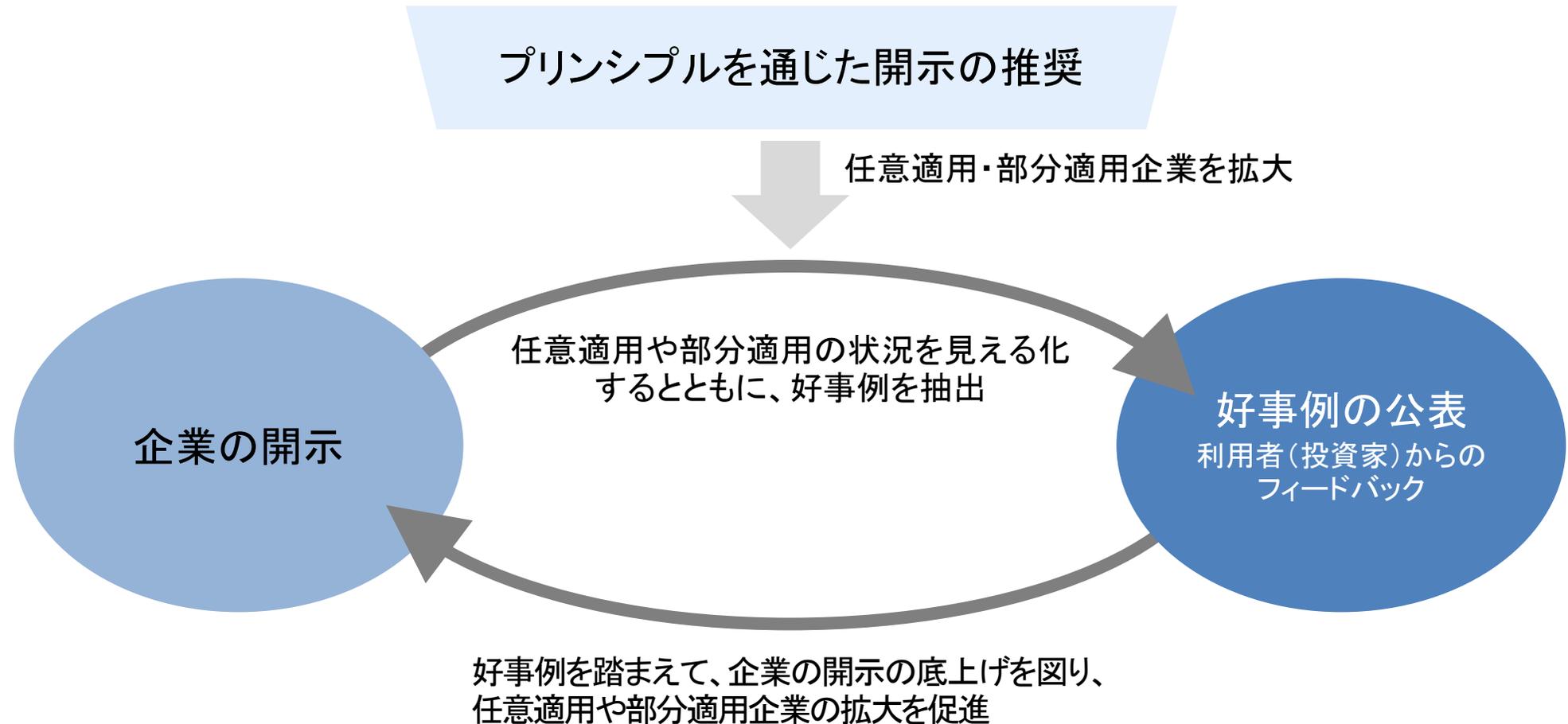
- プリンシプルを通じて、企業へサステナビリティ情報の開示を促し、任意適用や部分適用の状況の見える化を行う。
- そして、その中からサステナビリティ情報の開示の好事例を取り上げて、周知や浸透を図ることにより、企業の開示の底上げを図るとともに、任意適用や部分適用の拡大を促進する好循環を作ることが考えられる。
- サステナビリティ開示基準に基づく開示を義務付けられていない企業が、任意適用を積極的に実施することが可能となるよう、任意適用の方法を示すことが考えられる。

第3回WGにおけるご意見(要約)

- できるところから任意開示を進め、その先に任意適用があり、ある一部のところは強制適用になるというように広げていくことはあり得る。
- 当面は強制適用の対象ではない時価総額5,000億円未満の企業にどのように任意適用を広げていくかがポイント。
- 適用という言葉を使った場合には準拠性があるということを示したほうが明確であり、任意適用及び任意開示を明確に区別した方がよい。
- 例えば、義務的に適用されてない状況で基準に準拠する場合が任意適用に当てはまり、部分的に基準に準拠する場合は任意適用ではなく任意開示だと明確にすると分かりやすい。
- 部分適用という考え方について、SSBJ基準を準拠したものでないのに任意適用の一部として解釈されるのは、やや誤解を生みやすいのではないか。任意適用という言葉はどう定義するのか、また、部分適用という言葉をここで使うべきなのか、この点に関しては十分に御留意をいただいたきたい。

[参考]サステナビリティ情報の任意開示の促進に向けた好循環

- プリンシプルを通じて、企業へサステナビリティ情報の開示を促し、任意適用や部分適用の状況の見える化を行う
- そして、その中からサステナビリティ情報の開示の好事例を取り上げて、周知や浸透を図ることにより、企業の開示の底上げを図るとともに、任意適用や部分適用の拡大を促進する好循環を作ることが考えられる



[参考]任意適用のあり方

- TCFD等による自主的な開示の流れは、サステナビリティ開示基準に基づく開示が開始されてからも維持・拡大していくことが重要
- 強制適用を控える企業の事前準備としても活用
- サステナビリティ開示基準に基づく開示を義務付けられていない企業が、任意適用を積極的に実施することが可能となるよう、任意適用の方法を示すことが考えられる

【記載事項の考え方のイメージ】

必須事項

- 2023年3月期より適用されている現行法上のサステナビリティ開示
- サステナビリティ開示基準のうち、任意に適用する／しない項目の明示
(準拠性の表明を意味するものではなく、記載方針を説明するために行うもの)

任意事項

- **全部適用** or **部分適用**
 - ✓ 対応可能な事項から開示を進める観点から、部分適用も推奨(ただし、部分適用の場合には、サステナビリティ開示基準に準拠している旨の表明はできない)
- **二段階開示** or **同時開示**
 - ✓ 任意の場合、2年目以降も二段階開示可(ただし、その場合には、開示基準が要請する同時報告義務を満たしていないため、部分適用と解される)
- **参照書類による開示**
 - ✓ 統合報告書等で開示する場合には、有報でこれを参照することを推奨(注1)
- **保証の有無、保証範囲**
 - ✓ 開示自体が任意であることから、保証も任意と考えられる。詳細は今後の検討課題(注2)

(注1)なお、投資家の投資判断にとって重要な事項については、有価証券報告書に記載することが必要。

(注2)2022年12月27日に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、サステナビリティ情報に対する保証のあり方について、「サステナビリティ情報の「記載欄」において、保証を受けている旨を記載する際には、投資家の投資判断を誤らせないよう、例えば、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要であり、必要に応じてこのような取扱いを明確化することが考えられる。」としている。

有価証券報告書SSBJ基準の適用に係る用語の整理

- SSBJ基準では、**全ての定めに準拠しない限り、準拠表明はできない**とされている。
 (参考)サステナビリティ開示基準のすべての定めに準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示がサステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない。
 (適用基準79項(抜粋))
- そこで、SSBJ基準への準拠性の有無を明確化するため、**SSBJ基準の全ての定めに準拠して、金融商品取引法令に基づいて有価証券報告書において開示する場合のみを「適用」と定義することが適当である**と考えられる。
- また、「適用」は、企業の属性や、SSBJ基準に準拠した開示を行う時期に応じて、以下のように整理される。
 - ・ 「強制適用」・・・適用を義務付けられている企業が適用時期に開示を行う場合
 - ・ 「早期適用」・・・適用を義務付けられている企業が適用時期を早めて開示を行う場合
 - ・ 「任意適用」・・・適用を義務付けられていない企業が開示を行う場合
- 他方、有価証券報告書においてSSBJ基準を部分的に参照して開示を行う場合や、統合報告書等の法令外の媒体においてSSBJ基準に準拠し、又は部分的に参照して開示を行う場合を**「任意開示」と定義**することが考えられる。

【用語の整理】

	開示媒体	適用／適用外企業の別	開示時期	SSBJ基準との関係
強制適用	有価証券報告書	適用対象企業 ^(注1)	法令上の適用時期	全ての定めに準拠
早期適用	有価証券報告書	適用対象企業 ^(注1)	法令上の適用時期より早期	全ての定めに準拠
任意適用	有価証券報告書	適用対象外企業 ^(注2)	—	全ての定めに準拠
任意開示	有価証券報告書	—	—	部分的に基準を参照
任意開示	統合報告書等	—	—	全ての定めに準拠 ／部分的に基準を参照

(注1)時価総額5,000億円以上のプライム上場企業

(注2)時価総額5,000億円未満のプライム上場企業、スタンダード上場企業

目次

1. サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案
 - (1) 二段階開示・同時開示について
 - (2) 欧州企業における開示例(CSRD開示における実務上の工夫)
2. 見積りの更新について
3. 有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理
4. **ご議論いただきたい事項**

ご議論いただきたい事項

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び保証制度の導入に係るロードマップについて、これまでの意見や最近の国内外の動向を踏まえ、3ページのとおりとし、併せて、二段階開示の適用期間を2年間とすること、有価証券報告書の提出期限の延長については引き続き検討を行うことについて、どう考えるか。
- サステナビリティ情報に係る見積りの更新についての整理について、どう考えるか。
- 有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理について、どう考えるか。